

2026 年度事業計画

III. 事業計画（重点課題）

（６）日本薬局方に関する事項（薬局方委員会）

- １）現行の日本薬局方に関する諸対応の推進
- ２）日本薬局方追補案の検討・意見募集や公募に関する諸対応の推進
- ３）新薬局方の原案作成に関する諸対応の推進
- ４）日米及び日欧薬局方の医薬品原薬及び製剤各条に関する国際調和の推進

2026 年度 事業計画書（詳細）

VI 日本薬局方に関する事項（薬局方委員会）

薬局方委員会は、行政当局が行う日本薬局方の改正作業に関する業界窓口業務、加盟団体に対する日本薬局方関連情報の提供、並びに加盟団体間における日本薬局方に関する意見調整と情報共有を行う。

また、日本薬局方原案検討委員会の準委員として、第十九改正日本薬局方追補の原案作成に関する会合に参画し、今後の方向性について議論を行う。

このような状況の中で 2026 年度は次の事項を重点課題とする。

- １．各種日本薬局方に関する通知、Q & A の発出等、第十九改正日本薬局方追補案に関する対応事項について、業界の要望を行政当局に提案し、解決及び要望の実現にあたる。
- ２．第十九改正日本薬局方追補案の検討・意見募集に対し、業界全体に関わる事項について加盟団体の意見を集約し、行政当局に提出する。
- ３．日本薬局方の技術的課題に行政当局と協力して取り組む。
- ４．日本薬局方の充実や国際化に関し、今後の日本薬局方に求められる改正の方向性を踏まえた業界からの意見発信を行政当局に対して行い、要望の実現にあたる。
- ５．日本薬局方、米国薬局方及び欧州薬局方との二局間、並びに三局間での医薬品原薬及び製剤各条に関する国際調和に協力する。